

第15号議案

亀岡市企業立地促進条例を廃止する条例 の制定について

亀岡市企業立地促進条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市企業立地促進条例を廃止する条例

亀岡市企業立地促進条例（平成17年亀岡市条例第22号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（既存の指定工場等に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、この条例による廃止前の亀岡市企業立地促進条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の規定に基づき指定を受けた指定工場等に係る同条例第4条から第12条までの規定の適用については、なお従前の例による。

（立地に係る経過措置）

第3条 施行日以後の旧条例第2条第5号に規定する立地であって、市長が特に認めるものについては、同条例第3条第2項の規定に

基づく申請（施行日以後3年以内に行われるものに限る。）及び同条例第4条から第12条までの規定の適用については、なお従前の例による。

（審査会の存続に係る経過措置）

第4条 企業者の立地促進について審議するため、旧条例第14条第1項の規定に基づき設置された亀岡市企業立地審査会（以下「審査会」という。）は、施行日以後も、当該手続の審査又は決定に必要な限度において、なお従前の例により存続するものとする。

2 前項に規定する審査会については、旧条例及びこれに基づく規則の規定を適用する。

亀岡市企業立地促進条例を廃止する条例案要綱

- 1 亀岡市企業立地促進条例を廃止すること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
 - (1) この条例の施行の日前において、旧条例の規定に基づき指定を受けた指定工場等については、この条例の施行の日以後も旧条例の規定を適用すること。
 - (2) この条例の施行の日以後の旧条例に規定する立地について、市長が特に認めるものについては、旧条例の規定を適用すること。
 - (3) 旧条例の規定による指定工場等の決定や指定の取消しに当たり、亀岡市企業立地審査会による審査が必要なことから、審査会は、この条例の施行の日以後もなお存続するものとすること。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行すること。